

社会福祉法人会計の特徴 5 選！ 株式会社との違いを分かりやすく紹介

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立される法人であり、持分(株主)は存在せず公益性の高い非営利法人です。そのため、社会福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行えるよう、会計処理においては社会福祉法に社会福祉法人会計基準が定められています。すべての社会福祉法人はこの社会福祉法人会計基準に従い会計処理を行うことが義務付けられています。(社会福祉法第45条の23)

今回は、社会福祉法人会計基準に定められている社会福祉法人の会計の特徴を株式会社との違いを交えてご紹介します。

▶社会福祉法人と株式会社の会計基準の比較表

	社会福祉法人	株式会社
1. 会計基準	社会福祉法 社会福祉法人会計基準	会社法 会社計算規則
2. 会計期間	4月1日～翌年3月31日	任意
3. 計算書類	資金収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表
4. 会計の区分	法人全体、事業、拠点、サービス	法人全体
5. 仕訳方法	一取引二仕訳	一取引一仕訳

1.【会計基準】

社会福祉法人の会計は、企業会計原則や広義の公益法人等といわれる宗教法人やNPO法人などと異なり、その会計基準がルールではなく「強制力のある省令」とされています。基本的に会計基準はその法人の自主性を重んじ、自ら定めた方法で処理できる範囲が広いのですが、社会福祉法人の会計は様式や勘定科目など細かく規定されているため厳密であり、自由度が低いことが特徴です。

社会福祉法人は、税金を財源とした補助金や給付金(公金)が多額に入り、国や自治体などの公共法人に準ずる法人として公の支配下の管理を受けているため、公金が適切に使用されていることを国民に分かりやすく知らせるために厳密で統一的な基準が設けられています。

2.【会計期間】

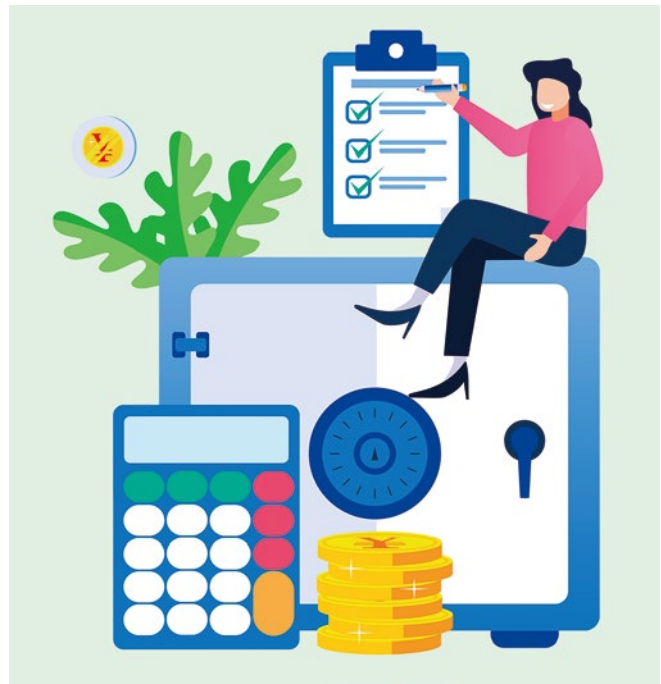
社会福祉法人の会計期間は、社会福祉法第45条の23第2項に「社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。」と定められており、すべての社会福祉法人の決算日は3月31日となります。



3.【計算書類】

社会福祉法人が作成する計算書類には、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の3つがあり、原則として、法人全体、事業区分別、拠点区分別に作成する必要があります。これらの計算書類については、その附属明細書及び財産目録を併せて作成した上で、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に所轄庁へ提出することが求められています。

社会福祉法人独自の計算書類として、資金収支計算書や事業活動計算書がありますが、資金収支計算書は株式会社のキャッシュフロー計算書に近いものであり、資金の増減を明確にすることで、設備投資や借入金の返済、将来の積立等に活用されます。また、事業活動計算書は、株式会社の損益計算書に相当するもので、経営成績を表します。



4.【会計の区分】

実施事業に応じて事業区分（社会福祉事業・公益事業・収益事業）、拠点区分（一体として運営される施設、事業所及び事務所）、サービス区分（法令等の要請により会計を区分して把握すべきもので特養、通所介護、短期入所生活介護等）に分類されます。

計算書類の作成においては、法人全体の計算書類を「事業区分」、「拠点区分」に分類して計算書類を作成し、各拠点で実施される複数の事業を「サービス区分」別に分類して附属明細書を作成します。

5.【仕訳方法】

社会福祉法人では取引に対して「一取引二仕訳」を行います。二仕訳の内訳は、資金収支計算と事業活動計算の2つに関する仕訳をいい、それぞれの勘定科目で仕訳を行います。例えば、建物を現金で取得した場合、資金収支計算では支払資金の減少と原因（建物取得支出）を仕訳し、事業活動計算では資産の増加（建物）と現金預金の減少を仕訳します。

【まとめ】

社会福祉法人特有のルールは、すべての社会福祉法人が適用される社会福祉法人会計基準省令に至るまで様々な変化を遂げました。この統一された基準により、社会福祉法人は法人全体の経営分析を可能にするとともに、外部への適切な情報提供が可能となっています。